

愛知県版 申請・審査チェックリスト

木造 2階建 住宅（軸組構法）

-構造規定・意匠規定・省エネ（仕様基準）-

編集	愛知県特定行政庁等連絡会
編集協力	公益社団法人 愛知建築士会
	公益社団法人 愛知県建築士事務所協会

問合せ先	愛知県建築局建築指導課
	構造審査グループ（構造規定）
	確認第一グループ（意匠規定）
	建築環境グループ（省エネ仕様基準）

はじめに

これまで、一定規模以下の建築物で建築士が設計・工事監理を行った場合には建築確認・検査において構造規定などの一部の審査・検査が省略される特例制度（いわゆる「四号特例」）が設けられていました。

しかし、令和7年4月1日以降に着手する建築物において、特例制度の対象が平家建てかつ延べ面積200㎡以下に縮小され、木造2階建の住宅等は、設計者が確認の申請書に添付する明示すべき事項（構造規定及び意匠規定（必要に応じて省エネ基準））が明示された図書を作成しなければなりません。

これに伴い、確認の申請書の作成時間や審査時間の増加が予想されることから、愛知県特定行政庁等連絡会議では、設計者及び審査者の負担軽減を目的として、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・マニュアル（令和6年11月第3版時点）（以下、マニュアル）」に掲載されているチェックリストを抜粋した「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅（軸組構法）」（本紙）及び記入要領・記入例を加えた「愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例」（別冊）を作成しました。これらを活用することで、「設計者における確認の申請書の作成」及び「特定行政庁及び指定確認検査機関における審査」のそれぞれの負担軽減が図られ、円滑な手続きが行われることが考えられます。

「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅（軸組構法）」の使用にあたって

- ① 2階建て以下、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下の木造建築物（軸組構法）を対象としています（平家建200㎡以下を除く）。
- ② 明示すべき事項又は記載項目が当該図書に明示又は記載されていることを確認し、チェック欄にチェックマークを記入してください。
- ③ チェックされた「チェックリスト」を特定行政庁及び指定確認検査機関に提出していただくと審査が円滑に行われます。
- ④ 建築基準法の改正内容については、国土交通省のマニュアルの精読及び説明動画の視聴をお勧めします。

<https://www.mlit.go.jp/common/001845916.pdf> 令和6年度 設計等実務講習会 確認申請・審査マニュアル 改正建築物省エネ法オンライン講座 (shoenehou-online.jp)

- ⑤ 省エネ基準を仕様基準とする場合、国土交通省の「省エネ技術基準解説テキスト」の精読及び説明動画の視聴をお勧めします。

[省エネ技術解説テキスト-1.indd \(mlit.go.jp\)](#) 令和6年度 設計等実務講習会 省エネ技術解説テキスト |改正建築物省エネ法オンライン講座 (shoenehou-online.jp)

- ⑥ 以下の表は、法令名及びその略称を示します

法令名	略称
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
建築基準法施行規則	規則
愛知県建築基準法施行細則	細則
愛知県建築基準条例	条例

「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅（軸組構法）」の使用における注意事項

- ① 本書はマニュアルをもとに作成した例示等であり、すべての建築基準関係規定への適合性を保証するものではありません。
- ② 規則第1条の3第6項より、本書は添付図書の合理化により仕様表等にまとめる対応としております。（マニュアルP.23）
- ③ 太字・アンダーラインで示した事項は、マニュアルのチェックリストに記載のない事項若しくはマニュアルのチェックリストの記載を具体化した事項となります。

構造規定・意匠規定

図面名	根拠条文	明示すべき事項
仕様表	構造部材の耐久性 (令第 37 条)	☐ 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
	基礎及び支持地盤 (令第 38 条第 3 項)	☐ 地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
		☐ 基礎の種類
		☐ 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
		☐ 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
		☐ 木ぐい及び常水面の位置
	屋根ふき材等 (令第 39 条)	☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法
	木材の品質 (令第 41 条)	☐ 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	土台及び基礎 (令第 42 条)	☐ 土台の設置及び固定方法
	柱の小径 (令第 43 条)	☐ 柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2 階建ての隅柱、柱の小径
	防腐措置等 (令第 49 条)	☐ 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		☐ 構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内の部分の防腐又は防蟻措置
	木造建築物の部材 (令第 44 条～令第 47 条)	☐ はり、けたその他の横架材に関する事項
		☐ 筋かいの断面寸法
		☐ 筋かいの仕口の金物
		☐ 柱断面の欠き取りの有無及び補強方法
		☐ 主要な梁断面寸法
		☐ 床組及び小屋ばり組の隅角部の火打ち材（火打ち土台、2 階床火打ち、小屋火打ち）又は構造用合板の仕様
		☐ 壁量基準（耐震及び耐風）
		☐ 小屋組の接合方法
	建築材料の品質 (法第 37 条)	☐ 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分である建築物の部分（令第 144 条の 3 に規定する部分）に使用する指定建築材料の種別

図面名	根拠条文	明示すべき事項
仕様表	建築材料の品質 (法第 37 条)	☐ 指定建築材料を使用する部分
		☐ 使用する指定建築材料の品質が適合する JIS 又は JAS 及び当該規格に適合することを証する事項
		☐ 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号
	補強コンクリートブロック造の塀 (法第 20 条 令第 62 条の 8)	☐ 塀の寸法、構造方法 (<u>控壁の構造方法含む</u>)、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	法第 22 条区域内の建築物の屋根 (法第 22 条)	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 23 条)	☐ 主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別
	シックハウス等対策 (法第 28 条の 2)	☐ 内装の仕上に使用する建築材料の種別
		☐ 換気設備の構造
		☐ 天井裏等の種別
	昇降機以外の建築設備 (法第 36 条 令第 129 条の 2 の 3 第 2 号)	☐ 昇降機以外の建築設備の構造方法 (給湯器等)
	給排水配管設備管 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4)	☐ 配管設備に用いる材料の種別
	<u>建築材料の品質</u> (令第 72 条)	☐ <u>コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別</u> ※適用されないが、考慮することが望ましい
特記仕様書 標準図	<u>基礎の鉄筋の継手及び定着</u> (令第 73 条)	☐ <u>鉄筋の配置、径、継手及び定着方法</u> ※適用されないが、考慮することが望ましい
	<u>基礎の鉄筋のかぶり厚さ</u> (令第 79 条)	☐ <u>鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ</u> ※適用されないが、考慮することが望ましい
	<u>基礎のコンクリートの強度及び養生</u> (令第 74 条 令第 75 条)	☐ <u>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</u> ※適用されないが、考慮することが望ましい
	<u>基礎の型わくの除去</u> (令第 76 条)	☐ <u>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</u> ※適用されないが、考慮することが望ましい
付近見取図	<u>付近見取図に関する基本事項</u> (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ <u>方位、道路及び目標となる地物</u>

図面名	根拠条文	明示すべき事項
付近見取図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	☐ 敷地の位置
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺・方位
		☐ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		☐ 延焼のおそれのある部分
		☐ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
		☐ 擁壁の設置その他安全上適切な措置(法第19条第4項)
		☐ 土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		☐ 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条)
		☐ 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)
	塀 (法第20条、令第3章第4節ほか)	☐ 組積造の塀の位置(令第3章第4節)
		☐ 補強コンクリートブロック造の塀の位置(令第3章第4節の2)
		☐ 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)
	水洗便所 (法第31条第1項)	☐ 排水ますの位置及び公共下水道の位置
	浄化槽 (法第31条第2項)	☐ 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
	給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)	☐ 建築物の外部の給水タンク等の位置
		☐ 配管設備の種別及び配置
		☐ 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く)、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)
	くみ取便所、井戸 (法第36条)	☐ くみ取便所の便槽及び井戸の位置
	都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	☐ 敷地の道路に接する部分及びその長さ
		☐ 用途地域の境界線

図面名	根拠条文	明示すべき事項
配置図	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	☐ 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
		☐ 防火地域の境界線
	第一種低層住居専用地域等内における外壁 の後退距離 (法第 54 条)	☐ 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線
		☐ 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
		☐ 外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第 135 条の 22)に掲げる建築物又はその 部分の用途、高さ及び床面積
		☐ 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
	建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	☐ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
		☐ 地盤面の異なる区域の境界線
		☐ 後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及 び床面積
		☐ 道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離
		☐ 2 以上の前面道路がある場合(令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項)又は前面道路の 反対側に公園等がある場合(令第 134 条第 2 項)に規定する区域の境界線
		☐ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの 位置
	<u>地方公共団体が条例で定める規定</u> (<u>法第 40 条など</u>)	☐ <u>地方公共団体が条例で規定する基準への適合性審査に必要な事項</u>
各階平面図	平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
	居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)	☐ 居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積
		☐ 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定 する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
		☐ 採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する水平距離
	シックハウス、換気設備 (法第 28 条の 2)	☐ 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
		☐ 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造
	階段 (法第 36 条、令第 23 条から第 26 条)	☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造

図面名	根拠条文	明示すべき事項
各階平面図	住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第9条、第9条の2)	☐ 住宅用防災機器の位置及び種類
		☐ 市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
	居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	☐ 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
		☐ 給気機又は給気口の位置
		☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
		☐ かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
		☐ 火を使用する室に関する換気経路
		☐ 換気設備の有効換気量
	便所の窓又は換気設備 (法第36条、令第28条から第31条まで、 第33条及び第34条(便所))	☐ 給気口又は給気機の位置
	火気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)	☐ 給気口又は給気機の位置
		☐ 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
2面以上の 立面図	立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺
		☐ 開口部の位置
		☐ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)	☐ 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	☐ 採光補正係数(令第20条第2項)に規定する垂直距離
	都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	☐ 敷地境界線
		☐ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		☐ 壁面線
		☐ 門又は塀の位置及び高さ
		☐ 用途地域の境界線
	建築物の各部分の高さ (法第56条)	☐ 土地の高低
		☐ 前面道路の路面の中心の高さ
		☐ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ

図面名	根拠条文	明示すべき事項
2 面以上の 立面図	建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	☐ 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第 135 条の 2 第 2 項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第 135 条の 3 第 2 項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第 135 条の 4 第 2 項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
		☐ 法第 56 条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
		☐ 前面道路の中心線
		☐ 擁壁の位置
		☐ 地盤面の異なる区域の境界線
		☐ 後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		☐ 道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離
		☐ 2 以上の前面道路がある場合(令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第 134 条第 2 項)に規定する区域の境界線
		☐ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		☐ 北側の前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
2 面以上の 断面図	居室の換気設備 (法第 28 条第 2 項から第 4 項)	☐ 給気機又は給気口の位置
		☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
	断面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 縮尺
		☐ 地盤面
		☐ 各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並び建築物の各部分の高さ
	基礎、屋根ふき材等 (法第 20 条 令第 3 章第 2 節)	☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	木造建築物 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節)	☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	床の防湿方法、階段の構造など (法第 36 条、令第 2 章第 2 節、第 3 節)	☐ 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
		☐ 換気孔の位置

図面名	根拠条文	明示すべき事項
2面以上の断面図	床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)	☐ ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況 ☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造
床面積求積図	容積率 (規則第1条の3第1項の表1、法第52条)	☐ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ☐ 蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建蔽率 (法第53条)	☐ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
敷地面積求積図	容積率、建蔽率 (法第52条 法第53条 法第53条の2)	☐ 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
地盤面積算定表	平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項)	☐ 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ ☐ 平均地盤面を算定するための算式
構造詳細図	詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	基礎の構造 (法第20条 令第3章第2節)	☐ 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ※建築物の基礎の構造は、H12建告第1347号第1に適合するものとし、適用除外とする場合は令第38条第4項に規定する構造方法への適合性審査に必要な図書を添付
	木造建築物 (法第20条 令第3章第3節)	☐ 屋根ふき材の種別 ☐ 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
	補強コンクリートブロック造の塀 (法第20条 令第62条の8)	☐ 塀の寸法、構造方法 (<u>控壁の構造方法含む</u>)、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 ☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条)	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第23条区域内の建築物の外壁 (法第23条)	☐ 延焼おそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
各階耐力壁図 他	壁量基準 (法第20条 令第3章第3節 令第46条第4項)	☐ 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 壁及び筋かいの位置及び種類 ☐ 通し柱及び開口部の位置

図面名	根拠条文	明示すべき事項
各階耐力壁図 他	木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節)	☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条)	☐ 耐力壁及び非耐力壁の位置
各階四分割法 面積根拠図他	壁配置のバランス(四分割法) (法第20条 令第3章第3節 令第46条第1項 第4項)	☐ 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
各階柱頭柱脚 金物算定平面 図	柱頭柱脚の接合方法(N値計算法) (法第20条 令第3章第3節 令第47条第1項)	☐ 令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
給排水衛生・ 電気設備図	配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
	水洗便所 (法第31条第1項)	☐ 排水ますの位置
	電気設備 (法第32条)	☐ 常用の電源の種類及び位置
	給排水その他配管設備の設置等 (法第36条 令第129条の2の4)	☐ 配管設備の種類、配置及び構造
		☐ 配管設備の末端の連結先
		☐ 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		☐ 給水管の止水弁の位置
換気・採光計 算書	居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	☐ 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積
		☐ 居室の床面積
		☐ 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
	必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	☐ 必要有効換気量及びその算出方法
	換気回数の検討(シックハウス等対策) (法第28条の2 令第20条の7、8)	☐ 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法
		☐ 換気回数及び必要有効換気量
がけの断面図	地方公共団体の条例による制限の附加 (法第40条 県条例第8条 細則第1条)	☐ 敷地とがけとの状況を示す断面図

省エネ（仕様基準）

※1 JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書などが添付されている場合は、明示不要です。

※2 地域区分 4（豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村）及び豊根村）については、明示不要です。

※3 愛知県の地域区分はこちらからご確認ください。「<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/313263.pdf>」

図面名	根拠条文	明示すべき事項
設計内容説明書	設計内容説明書に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	☐ 建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合するものであることの説明
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	☐ 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	仕様書に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	☐ 部材の種別及び寸法
		☐ エネルギー消費性能確保設備の種別
		（外皮）
		☐ 部位の断熱材の熱抵抗値又は部位の熱貫流率
		☐ 開口部の熱貫流率※1
		☐ 窓の日射熱取得率※1 ※2
		☐ ガラスの日射熱取得率※1 ※2
		（空気調和設備）
		☐ 暖房方式
		☐ 暖房設備の種類及びその効率
		☐ 冷房方式
		☐ 冷房設備の種類及びその効率
		（空気調和設備以外の機械換気設備）
		☐ 比消費電力
		☐ 換気方式
		☐ ダクトの内径
		☐ 電動機の仕様
		（照明設備）
		☐ 非居室の照明設備の種類
		（給湯設備）
		☐ 給湯機の種類
		☐ 給湯機の効率等

図面名	根拠条文	明示すべき事項
各階平面図	各階平面図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 各室の名称及び天井の高さ
		☐ 開口部の構造
		☐ エネルギー消費性能確保設備の位置
	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)	☐ 建築物の種類（建て方）
		☐ 仕様基準の対象部位
		☐ 部位の構造及び工法
		☐ 断熱材の施工法
用途別床面積表	用途別床面積表に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 付属部材の有無※2
		☐ 用途別の床面積
立面図	立面図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 外壁の位置
		☐ エネルギー消費性能確保設備の位置
	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)	☐ ひさし、軒等の有無※2
断面図又は矩計図	断面図又は矩計図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 外壁及び屋根の構造
		☐ 小屋裏の構造
		☐ 各階の天井の構造
		☐ 床、床下及び基礎の構造
各部詳細図	各部詳細図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 縮尺
		☐ 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
機器表	機器表に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	(空気調和設備)
		☐ 空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		(空気調和設備以外の機械換気設備)
		☐ 空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		(照明設備)
		☐ 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		(給湯設備)
		☐ 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法

図面名	根拠条文	明示すべき事項
機器表	機器表に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	☐ 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		☐ 節湯器具の種別、位置及び数
		(空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備) ☐ 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法